

## 工事請負等競争入札要領

昭和62年5月1日

要綱・通知

総務課

改正 平成元年4月1日要綱・通知

平成3年10月1日要綱・通知

平成12年4月1日要綱・通知

第1条 香芝市が付する、工事請負契約等に関する競争入札については、他に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2条 入札者は、契約書・図面・仕様書及び現場説明並びに現場を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、契約書・図面・仕様書及び現場説明並びに現場について、疑義がある時は、関係職員の説明を求めることができる。

第3条 入札開始の時刻までに出席しなかった者は、入札に参加できない。

第4条 入札者は、別紙による入札書を封かんのうえ、入札の件名及び入札者名を表記して、指定場所に提出しなければならない。

第5条 入札者は、いったん提出した入札書については、引換え・変更又は取消しすることができない。

第6条 入札者は、代理人をして入札をさせる場合は、委任状を持参させなければならない。

第7条 開札は、入札終了後ただちに入札者の面前において行うものとする。

2 入札者は、やむを得ざる場合を除き開札に立ち会わなければならない。

3 入札者で開札に立ち会わない者がある時は、入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせて開札を行うことができる。

第8条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 指定した入札者以外の者のなした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のなした入札
- (3) 入札書の金額を訂正した入札
- (4) 誤字脱字等により入札書の記載の不明確な入札
- (5) 明らかに連合によると認められる入札
- (6) 入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札書に記名押印を欠く入札

第9条 開札の結果、すべての入札者の入札金額が予定価格の制限をこえるときは、ただち

に再度入札を行う。

入札の回数は、原則として2回とし、必要あると認めるときは延長もしくは、打ち切る  
ことができる。

第10条 予定価格の制限内において、最低価格で入札をした者を落札者とする。落札者とな  
るべき同価格で入札をした者が2名以上あるときは、ただちにくじで落札者を定める。

この場合において、くじに立ち会わない者があるときは、その者に代って入札事務に関  
係のない職員にくじをひかせる。

第11条 請負契約は、落札者と締結する。この場合において、契約書を作成するときは、  
香芝市長及び落札者が契約書に記名押印しなければ契約は確定しないものとする。

第12条 入札者は、入札後工事請負等競争入札要領・契約書・図面・仕様書及び現場説明  
書並びに現場の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

第13条 入札者は、入札の執行に関し、関係職員の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。